

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	出 雲	輝 英
同	永 井	広 幸

住民監査請求について（通知）

令和 8 年 7 月 1 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

本件請求の要旨は次のとおりである。

請求人は平成 28 年 7 月、淀川区役所職員による身だしなみや対応等について、責任の所在を明確にするため関係職員を名指しした正当な意見の投書等を行った。これらは「大阪市広聴ガイドライン」等に準拠した正当な権利行使であった。

しかしながら、同区役所では、本件ハラスメント行為の当事者（被報告者）である政策企画課広聴担当者が自ら「不当な要求等に対する文書の送付」の起案者となり、自身を告発している住民を組織的に排除等するための不当な対応方針を起案した。当該起案は、客観的な事実検証等を一切経ることなく、複数の管理職による管理職会議の決定を経て、当時の最高責任者である淀川区長が電子決済システム上で漫然と「承認」を与えた。これは自組織の過失等の隠蔽を目的とした、行政による組織的な不作為の決定である。

現在に至るまで、同区役所は「すでに対応済み」という虚偽の根拠に基づき、正当な指摘を続ける住民に対して悪質なハラスメントを継続しており、区長が電子承認した不当な方針のもと、本来行うべき適正な行政手続きを放棄したまま、当該不当な状態の維持に係る事務費や公費（予算）を漫然と執行し続けている。

地方自治法第 1 条 2 および憲法第 99 条において、地方自治体および公務員の長たる区長は住民の福祉の増進と人権尊重の絶対的な義務を負っている。

住民が正当な意見書を提出したのに対し、客観的な事実検証を行うことなく、虚偽の「対応済み」の帳簿を捏造し、住民を精神的に追い詰めるハラスメント方針を電子承認・実行した行為は、住民の請願権（憲法第 16 条）を著しく侵害する明白な違法行為である。

また、区長が自己保身目的の排除方針に漫然と電子承認を与え、不当な実務（不作為の維持）を強行して無駄な行政コストを発生させている財務会計上の行為は、裁量権の著しい逸脱・濫用であり、違法かつ不当である。

上記の電子承認の結果、正当な行政手続が完全に麻痺・歪められ、後にこれらを適正な状態へ是正・原状回復するための一切の行政コスト（過去の提出書面に対する正式な再調査・回答に要する人件費、不当な不作為に伴う是正費用等）が、本来必要のない「不当な公金支出（損害）」として大阪市に発生している（または今後発生することが確実である）。

よって、不当な方針に基づく一切の公金（事務費・対応コスト等）の支出を差し止めること、また、その方針決定に関与した職員・最高責任者の処分および刑事告発等も視野に入れた法的責任の追及を行うこと等を求める。

なお、請求人は客観的な「電子承認の物証」の存在や隠蔽の全貌を外部から認識することが到底不可能な状態に置かれていたが、令和8年6月、当該電子承認が行われていたことを証明する決定的な物証を入手確認するに至ったものであり、それまで違法性を認識することは物理的に不可能であった。

また、当該不当な方針に基づき、住民を排斥するためだけに、令和8年現在も漫然と支出され続けている職員の人件費も本請求の対象としている。

第2 判断

1 本件請求について

地方自治法第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、対象とする大阪市職員等による財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）を他の事項から区別して特定認識できるように個別具体的に摘示する必要がある、また、当該行為等が複数である場合には、原則として各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別具体的に摘示する必要がある。

さらに、個別具体的に特定された当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

そこで、本件請求が、住民監査請求の上記要件を満たしているのかを検討した。

請求人は、地方自治法や憲法の規定により住民の福祉の増進と人権尊重の義務を負う区長が、住民の正当な意見書に対して事実を検証することなく「対応済み」とする虚偽の方針を漫然と承認したことは、住民の請願権を侵害する行為であり、このような不当な実務により無駄な行政コストを発生させていることは裁量権の逸脱・濫用であって違法かつ不当である旨主張するものと解される。

上記の主張が、大阪市職員等の財務会計上の行為を個別具体的に特定するものといえるのか、また、その行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものといえるのかが問題となる。

この点、請求人は、「適正な行政手続きの放棄」や「不当な状態の維持」に係る事務費の支出や公費（予算）の執行を本件請求の対象としており、いつ行われた、いかなる財務会計上の行為を対象とするのかについて、個別具体的に特定されているとはいえない。

また、請求人は、上記の支出等に係る違法不当事由として、市民対応の適否を主張するものであり、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為の違法不当性を主張するものではない。

よって、請求人の主張は大阪市職員等の財務会計上の行為を特定するものではなく、また、その違法又は不当事由を具体的に摘示するものとはいえず、財務会計法規上の義務違反にあたる具体的事実の主張があったとは認められない。

2 結論

上記1のとおり、本件請求は地方自治法第242条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。